

奈良県屋外広告業の登録

## 電子メールによる廃業等届出書の 提出について

- 「廃業等届出書」については、令和7年12月15日より、電子メールによる提出を受け付けています。
  - 副本が必要な場合は、提出いただいた届出書に受付印を押印したスキャンデータを送付いたします。
- ※電子メールによる提出では、郵送による副本送付には対応しておりません。郵送による副本送付が必要な場合は、郵送又は持参により提出してください。

# 1. 書類の作成、メール送信

- 廃業等届出書の様式は、以下の奈良県景観・自然環境課ホームページからダウンロードしてください。

屋外広告業の登録について（廃業等の届出について）

<https://www.pref.nara.jp/item/317267.htm#itemid317267>

- 作成した届出書を以下のメールアドレスあてに送付してください。

送付先メールアドレス：keikan-koukoku@office.pref.nara.lg.jp

- 件名は「奈良県屋外広告業 廃業等届」してください。

- 本文について

- ① ご担当者様の連絡先（氏名、メールアドレス、電話番号）を必ず記載してください。
- ② 電子データによる副本が必要な場合、メール本文に「副本必要」と記載してください。

## 2. メール送信後

- 当課でメールを受信確認した場合は、その旨の返信メール（自動返信ではありません）をお送りします。
- メール送信後、2営業日経っても返信メールが届かない場合は、景観・屋外広告係（TEL:0742-27-8756）までご連絡ください。
- 届出内容を確認のうえ、必要に応じてメールでご連絡を差し上げる場合がございますので、日常的に確認されているメールアドレスから届出くださいますようお願いいたします。
- 届出の受理後につきましては、副本等の送付を除き、こちらから手続き完了等のご連絡は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。